

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年栃木県条例第 21 号）（以下「条例」という。）の規定に基づき、「知事が定める」とした事項を次のように定め、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

平成 25 年 3 月 29 日
栃木県保健福祉部障害福祉課

- 一 条例第 12 条第 1 項第 5 号及び第 89 条第 2 項の規定に基づき知事が定めるものは、「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 544 号）に定めるとおりとする。
- 二 条例第 37 条、第 57 条第 1 項及び第 88 条第 4 項の規定に基づき知事が定めるものは、「厚生労働大臣が定める離島その他の地域」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 540 号）に定めるとおりとする。
- 三 条例第 39 条第 1 項第 3 号イの規定に基づき知事が定める事項は、「厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法」（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 542 号）に定めるとおりとする。